

環境生活部における政策的経費の優先度判断の考え方

平成 25 年 12 月 16 日

環境生活部

1. 優先度判断の基本的な考え方

「平成 26 年度当初予算調製方針」により示された優先度判断の視点及び要求基準をふまえ、施策ごとに所管事業の整理を行い、次の順を基本として優先度判断を整理。

法令により行う義務のある事業

緊急性を有する事業

県民ニーズが高く、県民生活への影響が大きい事業

「みえ県民力ビジョン」の目標達成に資する事業及び「平成 25 年度三重県経営方針」を推進するための事業

2. 各優先度の概要

(1) 優先度 A + = 「平成 26 年度三重県経営方針」の少子化対策で、重点化施策に位置付ける事業

環境生活部においては、次の 2 事業を計上。

「就業継続のための環境整備事業費」

「男女共同参画で考える人生設計事業費」

(2) 優先度 A = 法令義務事業、緊急課題対応、県民生活影響、「みえ県民力ビジョン」にかかる事業を中心に整理

・法令等に義務付けられている事業。

・緊急課題として早急に対応すべき事業。

・県民ニーズや県民生活に影響の大きい事業。

(図書館の管理運営に関する経費など、県民の方々が利用される施設の開館にかかる基本的な経費など)

・「みえ県民力ビジョン」の目標の達成等に資する事業(選択集中プログラム事業)

(3) 優先度 B = 優先度 A +、A 以外の全ての政策的経費